The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	鈴木三公による天草復興政策
Author(s)	中村, 友輝
Citation	待兼山論叢. 文化動態論篇. 2021, 55, p. 1-35
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91494
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

鈴木三公による天草復興政策

中村　友輝

キーワード：鈴木三公（重成・重辰・正三）／天草／近世前期／小農自立

はじめに

一六三七（寛永一四）年一〇月、島原・天草地方にてキリシタンの少年益田四郎時貞を首領とする大規模な一揆が発生した。島原・天草一揆とも島原の乱とも称されるこの一揆は現地のキリシタンを多数巻き込み、両地域の領主に対して激しく抵抗した。一揆は幕府軍の総攻撃によって鎮圧され、凄惨な結末を迎えた。両地域は甚大な被害を蒙ったために、かつての姿は失われてしまった。

本稿では、荒廃地（亡所）と化した両地域のうち、幕府領となった天草の復興を担った初代天草代官鈴木三郎九郎重成（一五八八（天正一六）年―一六五三（承応二）年）と、その後継者で、二代代官となる鈴木伊兵衛重辰（一六〇七（慶長一二）年―一六七〇（寛文一〇）年）、そして、彼らの親類で天草に来島し、民衆教化の任を引き受けた

曹洞宗の僧侶鈴木正三（一五七九（天正七）年―一六五五（明暦元）年）の三者[1]（以下「鈴木三公」）による天草復興政策、すなわち「亡所開発仕置」について検討していく。

幕府旗本である鈴木重成は天草の復興に尽力し、後に名代官の評価を受けただけでなく、現地に鈴木神社が建立され、正三及び重辰とともに合祀されることにもなる。彼についての研究は地元の郷土史家によるところが大きく、その顕彰が重成研究の中心となる。これについては事績の再検討の余地がある。全国的な視野からなされた研究としては、代官研究で著名な村上直氏によるものがある。[2]重成の研究が進展している一方、重辰に関する研究は数少ない。この問題についても解決すべきであるが、とりわけ儒者の登用や二種の「鈴木伊兵衛条令」については、更なる研究が必要である。鈴木正三は各人の職業労働が仏道修行になり得ると説いた人物として著名である。この教説は職分仏行説と称され、近世思想史上でも特筆すべき項目に位置付けられる。初めて彼に思想家としての積極的な評価を加えた中村元氏は正三の思想を西欧のプロテスタンティズムと比較し、正三の思想が日本の近代化に寄与したと主張した。[3]一方、倉地克直氏は正三の思想が幕藩体制を擁護するイデオロギーとして機能していたと主張する。[4]両者はともに『万民徳用』で説かれる職分仏行説に着目する。最近の研究としては、三浦雅彦氏によるものがあり、史料批判を徹底して通説の再検討を行っている。[5]

鈴木三公が活躍した近世前期は新田開発が進んだ結果、農業生産の増加と小農（小百姓）の自立化が進んだ時代であった。小百姓が農村の基盤となる社会が形成され、その一方で、寛永の飢饉や島原・天草一揆が発生するなど、危機に直面した時代でもあった。時代が下るにつれて開発可能な土地も減少し、農業の生産性そのものも求められるようになった。当時の幕藩領主はこうした社会構造の変化に対応した統治を展開していかねばならず、体制維持のため、これまで以上に被支配者層に対し干渉・統制することによって危機に対峙しようとした。それと連動するよう

に、当時の宗教界も対応を迫られ、身分制社会を受容し、自立した小百姓経営を下支えするようなイデオロギーが求められていった。

そこで本稿では、先行研究を踏まえて鈴木代官時代（一六四一（寛永一八）年―一六六四（寛文四）年）の三公による天草復興政策（亡所開発仕置）について検討し、通説の見直し、異なる視点からの解釈・評価を提示したい。彼らによる一連の政策が同時代の全国的な政治史・経済史・宗教史の三つの潮流においてどのように位置づけられるか、それらの潮流がいかなる関係にあったのか、という点についても考察し、近世前期の社会の動態を総合的に解明したい。

第一章　鈴木重成の亡所開発仕置

第一節　一揆終結後の天草と重成の諸政策

一六三七（寛永一四）年に勃発した島原・天草一揆は翌年、老中松平伊豆守信綱率いる幕府軍の総攻撃を受け、拠点の原城が陥落した。信綱は一揆後の島原・天草を巡見した後、両地域を去った。どちらも大いに荒廃し、人口は激減していた。

この戦いに従軍していた鈴木三郎九郎重成はその後も高力摂津守忠房領となった島原や山崎甲斐守家治領となった天草に留まり、戦後処理・復興に従事していたとされる。この点に関して、一六四一（寛永一八）年に重成が正式に天草代官に任命されるまで島原及び天草では「二重統治」の状態が続いたとされており、『重成重辰史料集』ではこの時期（一六三九（寛永一六）年―四一（同一八）年）の重成を荒廃地開発の「特命代官」だったと結論付けてい

る。[6] また、その後も一六四六（正保三）年の段階で「代官」として重成は島原における復興政策に引き続き従事していたことも史料から確認することができるが、[7] 島原統治に関する史料は稀少で、詳細は把握しえない。

一揆終結直後の天草の支配について、特筆すべきは松平信綱が一六三八（寛永一五）年四月五日付で小倉にて発した十箇条の定め書【史料一】であろう。[8]

【史料一】「嶋原合戦首帳」（内閣文庫蔵）

定

一、寺社方並町人百姓以下如前々居住の事

一、天草領の内亡所之田地望次第、当作ハ田畑共ニ作取ニ申付、其名田末代迄可為作人の間、望の百姓ハ有付可申候事、

一、隣国隣郷より掛落の百姓かくし置候者可為曲事事、

一、未進の分可捨破事、

一、未進方ニ取遣男女、未進同前ニ可捨破事、

一、吉利支丹宗門弥堅御法度の儀ニ候間、宗門弐成申儀ハ不及申、吉利支丹宗の者ニ宿借申儀も勿論、出入仕候共可為曲事事、

附　吉利支丹宗門の者於有之者、訴人可仕従御公儀御褒美可被下候、隠し置候ハ、本人同前ニ可為曲事事、

一、竹木みたり弐不可代採事、

一、不可押買狼藉之事、

一、人売買停止の事、
一、当島中ニ無主者ニ一切宿借し置申間敷事、
右可相守此旨者也、仍執達如件、
寛永十五年戊寅年四月五日

これによって天草の統治方針の大枠が決定された。実際に鈴木代官が実行に移す政策も史料中に何点か記載されているが、この書状が作成された経緯などは明らかでない。小倉で決定されたこの方針の策定にあたり、重成がどれほど関与したかは不明だが、老中の信綱により定め書が発せられたことや、その当時重成が島原に滞在中である可能性が高いことからすれば、重成がこの方針決定に介入する余地はない。

さて、この時期の天草支配を担っていたのは山崎家治だが、彼の後世の評価は芳しくない。彼は支配拠点の富岡城の修復・拡張に専念しており、領主としての威厳を保つことを優先していた。家治は「帆役・塩浜・山方一切の事、志摩守殿御代の通りに相成り候」[9]とあるように、先代の寺沢氏（志摩守）の統治を踏襲し、ほとんど民政の変革には着手せず、天草の復興を見ることなく丸亀へ移封された。

当時の天草の石高は一揆終結後に山崎家治から老中の酒井讃岐守忠勝に送られた書状[10]に詳しい。これによれば、天草の石高は全体で「三万七四〇六石二斗四升」（田畑分だけでなく桑、茶、浦方の物成を含む）となり、そのうち「八七三二石一斗一升二合」が「亡所分」となる。これは全体の約二三％であり、当年の収穫荒と合計すると全体の約三二％が荒廃した状態である。天草の人口が一揆前後で激減したことを勘案すると、これは現実味のある数値である。当然ながら荒廃地には年貢は賦課されず、残りの耕作地も「三ツ二リン」（三〇・二％）と低い年貢賦課率と

なった。また、荒廃状況には地域差があり、無人の地となった地域では、残っていた僅かな百姓に年貢免除が言い渡されている。[11]

一六四〇（寛永一七）年、天草が幕府領となり、重成が翌年に正式に天草代官となると、その直後から様々な改革が実行に移された。重成が行った政策で著名なものとして移民の誘致がある。一揆発生時に肥後藩や薩摩藩に逃散した百姓が多数いたことが判明しており、寺沢堅高や山崎家治は彼らの返還交渉を周辺諸藩と行っていた。[12]人口の減少数については諸説あり、二万五〇〇〇人だった人口が約三～六割減少したとされる。[13]また、一揆終結後も天草を離れる百姓が相次ぎ、[14]為政者にとっても人口の減少は悩みの種であった。

移民の誘致はこの状況を打開するために実施された。【史料一】の定め書の第二箇条に見えるように、亡所となった土地の耕作が認められ、当面の間は新規開墾地が年貢免除とされたのもその一環である。[15]また、亡所以外の耕地も山崎氏時代から年貢賦課率が極度に低く設定されていたようだ。[16]

こうした一連の政策の結果、近隣地域から百姓が流入し、減少していた人口は回復の兆候を見せ始めた。重成も隣の肥後藩と協議して「甲斐守殿ことくニ可有沙汰」[17]として山崎氏時代より続く天草から逃散した百姓の返還交渉を継続したが、それだけでは以前の人口回復までは見込めなかった。[18]そこで、幕府は百姓の自然流入や百姓の返還交渉の結果に依存しないためにも、周辺諸藩との関係を考慮して、一六四二（寛永一九）年に肥後藩など西国諸藩に移民令を発し、強制的な移民を命じた。

これにより、肥後藩や薩摩藩から数百人規模の移民が天草に来島した。[19]天草周辺部のみならず、西日本各地からの移民もあった。[20]移民政策は以後五〇年程続けられ、彼らによる開発が進められた。天草全体の人口は一揆終結後二〇年の一六五八（万治元）年の記録によると一万六〇〇〇人である。[21]一揆前の二万五〇〇〇人に比べれば、人口の回復

に相当な時間を要したことがわかる。その後、天草の人口は増加の一途をたどり、一六九一（元禄四）年には三万八三〇〇人に達する。天草は、日本全体の人口が停滞し始める一八世紀以降[22]も増加が持続するという特殊な傾向をみせていく。

重成は改革の一環として在地支配方式の整備も行ったとされる。彼は寺沢氏時代の三郡代制を廃止し、天草を十組に分割してその下に村を置いた。各組には大庄屋が置かれたが、この大庄屋の職務は多岐に及び[23]、数―十数か村を束ねていたので、彼らが武士身分の者が少ない天草の広域支配を部分的に肩代わりするようになった。結果的に彼らが近世天草の歴史において重要な位置を占めることとなる。

このように、重成の手で天草は一六四一（寛永一八）年一町十組八六か村に再編成された、とされていた。だが、この制度の完成が重辰の代となる可能性がある[24]。一六四六（正保三）年の「肥後国郷牒」で天草は依然として一二二か村のままであり、重成が在地支配方式を再編したとする通説は覆る。重成の時代において行政の再編がどの程度まで進展したかは定かでない。重成や重辰の再編成の意図も不明確であるが、これに関して村の規模を均等化させる意図があったとの説が出されている[25]。

行政の再編・移民の誘致・寺院の復興等が重成の治績として挙げられるが、それ以外の政策も実行している。島原・天草一揆を契機に幕府は鎖国政策を加速し、それと連動して外国船の監視体制を全国的に整備させた。一六四一（寛永一八）年に重成が遠見番所や烽火場、唐通詞を設置・配備したのもその一環である[26]。これは、天草が長崎にも近く、外国船の往来が多いためである。

重成は医療政策にも着手した。一六四八（慶安元）年には村に医者を派遣しており、彼らに医書も渡している[27]。また、同年に天草四箇本寺（国照寺・東向寺・円性寺・崇円寺）に医書及び薬学書を配布しており[28]、重成が医療体制を

整備している様子が分かる。

漁業や海運業関連政策としては、一六四五（正保二）年に天草郡中の七か浦を定浦に指定した。指定された定浦では漁民が役人の運航業務や負担金提供など、種々の義務を負担し、それと引き換えに彼らには漁業権が与えられた。これにより、浦によっては広域な権益を有することとなった。ただし、一六四七（正保四）年に定浦でない楠浦村において運上銀が課されている事例や翌年に同じく定浦でない大池村で課税があった事例が確認されている。[29] 行政機構の再編と同様、定浦制が重成の時代に整備されたとする通説には疑問が残る。

復興の任を受け、天草を統治した重成であったが、そもそもの一揆の原因にはキリスト教の信仰の問題と並んで寺沢氏による過剰な収奪があった。実態にそぐわない石高設定により、百姓の不満は頂点に達していたのだ。この問題を解決するため、天草の設定石高を半減させ、百姓の負担を軽減させようと幕府上層部に訴えかけたが、尽力空しくその提案は却下された。一六五三（承応二）年一〇月一五日、再三にわたる請願も受け入れられることなく、彼は江戸でその生涯を終えた。その死については謎が多く、幕府に訴えるために自刃したとする伝承まで残る。

ただし、この伝承は誇張された部分が多く、検証が進むにつれて「石高半減」も重成自刃説も否定されるようになった。彼が従来の石高設定を実態にそぐわないものとして異議を唱え、減石運動を行ったことは間違いないだろう。しかし、運動時の石高は次代の重辰が万治年間の検地で設定した、二万一〇〇〇石の二倍にあたる四万二〇〇〇石ではなく、前述したように一揆終結後の段階での石高は桑、茶、浦方の物成も含めた三万七四〇六石二斗四升であり、半減とはいえない。

彼の死については、石高半減を訴えての自刃説と病死説の二説がある。一六五三（承応二）年八月に刻まれた一町田八幡宮石灯篭の銘文に「鈴木重成公病即消滅福寿増長」（傍点は筆者による。次も同じ）[30] とあり、彼が病気だった

ことが確認できる。二か月後の同年一〇月に彼が亡くなることから、彼の死因はこの時の病気だと考えられる。また、翌年に記された富岡飛龍宮の銘文にも「為参勤嚮江府、至私宅不意就于病床、日久矣、醫王拱手失術、天哉命哉、遂逝去了」[31]と記されている。これらの一次史料に基づけば病死が確認できる。

また、この銘文の前の部分に「其人有仁有義、可謂儒門君子、武門良乎、公在国十余霜、不拌分陰再興社寺、撫育村民、仁政甚大也、不成期年、郡裏之豊饒、勝于往古矣」[32]とあり、同時代の重成の評価を窺い得る。後世のように神格化こそされていないが、仁政を敷いた名代官として評価されていることが分かる。

ところで、重成らがここまで多くの実績を作り上げることに成功した背景には何があるだろうか。肥後藩とその藩主である細川家との関係がこの問いを紐解く鍵になるだろう。鈴木代官時代の天草において軍事・警察の権利は隣接する肥後藩が握っており、富岡城には肥後藩の兵が在番していた[33]。そのため、天草の代官はそれらに金銭を費やすことなく、民政に集中することが可能だったと推測し得る。この問題については、なお検討の余地が残る。

第二節　鈴木正三らによる寺社政策と民衆教化

重成が代官に正式に任じられた翌年の一六四二（寛永一九）年、彼の実兄であり曹洞宗僧侶であった鈴木正三が来島した。彼は一六四五（正保二）年までの三年間で数多くの寺院の創建及び再建に携わり、民衆教化にあたったとされる。ただし、正三の天草での活動期間については、『石平道人行業記』の記述が無批判に受け入れられたものに過ぎない。これについて実証的に検証した三浦雅彦氏によれば、一六四八（慶安元）年一二月一三日に正三が天草の国照寺の進山式に参列しているという[34]。また『有明町史』や『苓北町史』は、その翌年の一六四九年（慶安二）夏に正三が江戸に帰ったとする[35]。

三浦氏は天草の寺院の創建及び再建年代などについても再検討を行った【表一】[36]。氏の再検討の対象は重成代官時代に寺領を与えられた寺院のみで、神社は対象外であるが、重成が在任中に町山口村の諏訪宮などの神社を再建ないし創建した記録も残されている[37]。

この【表一】によれば、重成らにより寺院の建造が短期間に進められたことが分かる（信福寺を除く）。また、一六四八（慶安元）年に東向寺と国照寺が鈴木正三の名義で開基となっているなど、通説での正三の天草来島期間ともずれがある。ただし、他の一次史料で確認しえないため、正三が天草に滞在していた期間を確定することはできない。

重成の代官任命以前から島内の寺社再建の動き自体はあったと考えられるが[38]、天草に来島した正三の献策により本格的に寺社創建及び再建が進められた[39]。

では、正三の天草での主な活動の具体相はどのようなものだったのか。重成や正三らによる寺社復興の最大の目的は言うまでもなく一揆の原因となったキリス

表1　天草復興寺院一覧（出典：『鈴木正三研究序説』）

宗派	寺院名	本末関係	寺領	将軍等の位牌	創建・再建年代	開山	開基
曹洞宗	東向寺	瑠璃光寺末	50石	家康秀忠	1648（慶安元）年11月	中華珪法	鈴木正三
	遍照院	東向寺末	10石	なし	1648（慶安元）年5月8日	中華珪法	鈴木重成
	明徳寺	東向寺末	12石	なし	1646（正保3）年	中華珪法	鈴木正三
	芳証寺	東向寺末	12石	なし	1645（正保2）年11月	中華珪法	鈴木重成
	正覚寺	東向寺末	10石	家康秀忠家光	1647（正保4）年3月	中華珪法	鈴木重成
	金性寺	東向寺末	3石	なし	1647（正保4）年	中華珪法	鈴木重成
	国照寺	皓台寺末	45石	家康秀忠	1648（慶安元）年12月8日	一庭融頓	鈴木正三
	瑞林寺	国照寺末	15石	不明	1646（正保3）年4月11日	一庭融頓	再開鈴木正三
	江月院	国照寺末	10石	なし	1650（慶安3）年4月5日	一庭融頓	鈴木重成
	観音寺	国照寺末	10石	なし	1647（正保4）年3月18日	一庭融頓	松山儀左衛門
	円通寺	国照寺末	なし	なし	1645（正保2）年9月25日	一庭融頓	鈴木正三
浄土宗	円性寺	善導寺末	30石	家康秀忠家光	1648（慶安元）年	光純慶誉	鈴木重成
	寿覚院	円性寺末	13石	不明	1649（慶安2）年7月5日	光誉	山崎家治
	江岸寺	円性寺末	10石	なし	1646（正保3）年	大誉団徹	不明
	九品寺	円性寺末	5石	明治期焼失	1646（正保3）年	信誉教我	小崎氏
	崇円寺	善導寺末	30石	不明	不明	不明	不明
	無量寺	崇円寺末	10石	不明	1648（慶安元）年	岳誉芦吟	鈴木重成
	信福寺	崇円寺末	5石	なし	1612（慶長17）年	宗伝	不明
真言宗	阿弥陀寺	不明	3石	不明	不明	龍盛	鈴木重成

ト教の影響力を島内から排除し、仏教（や神道）を再び天草に浸透させ、民心を安定させることにある。正三が天草に招聘されたのは単に重成の親族だったからではない。彼は天草でキリスト教を論破する排耶僧としても活躍したのだ。彼は活動中にキリスト教を論破する『破吉利支丹』を著し、それを天草の各寺院に配布したという。もっとも、この伝承は現地史料による裏付けはない。また、現在、島内のどの寺院にも『破吉利支丹』は残されていないため、その信憑性は疑われている。(40)

さらに、正三が天草で職分仏行説を説いたかも判然としない。職分仏行説とは、士農工商それぞれの者が世俗的な職業労働に励むこと自体が，仏教修行であると説いた正三の教説であり、彼の著作『万民徳用』のうちの『四民日用』で主に説かれている。農民については『四民日用』内の「農人日用」において以下のように説かれている。(41)

【史料二】「農人日用」（部分）

農業則仏行なり、意得悪時は賤業也。信心堅固なる時は、菩薩の行なり。（中略）鋤鍬鎌を用得て、煩悩の叢茂此身を敵となし、すきかえし、かり取と、心着てひた責に責て耕作すべし。（中略）如ㇾ此四時ともに仏行をなす、農人何とて別の仏行を好べきや。（中略）農業を勤者には不ㇾ覚功徳そなはれり。（中略）一鍬一鍬に、南無阿弥陀仏、なむあみだ仏と唱へ、一鍬一鍬に住して、他念なく農業をなさんには、田畑も清浄の地となり、五穀も清浄食と成て、食する人、煩悩を消滅するの薬なるべし。

これによれば、正三は農業にひたむきに従事することが修行になると説いており、その仕事に専念することを美徳としている。では、この教えを正三は天草で説いたのだろうか。一六四九（慶安二）年に『万民徳用』の原型とみられ

る『万民之徳用』が出版され、一六四七（正保四）年には『四民日用』の前身と考えられる『四民日用集』が江戸の西禅庵に伝えられている。[42] また、一六四三（寛永二一）年には、三河の二井寺の鐘銘として職分仏行説を彷彿とさせる「士農与工商励共業者」[43]という文言が正三によって残されている。これら先行研究の成果からすれば、正三が天草に来島した時点で職分仏行説を唱えていた可能性はかなり高いが、天草で説かれたかを確認し得る史料は残されていない。そのうえ、職分仏行説と重成や重辰の勧農政策との関連性についても検討の材料に乏しい。

キリスト教の影響力削減のためにも、寺社の経済的な基盤の整備は不可欠だった。一六四五（正保二）年、幕命により寺社領三〇〇石の寄進が決定し、一六四九（慶安二）年重成は寺社領安堵の朱印状の下附を幕府に願い出ているのも、そのためだった。

また、東向寺などには徳川将軍家の位牌が安置されている。これについては、奥本武裕氏が以下のように考察している。[44]

> 重成の寺社建立政策は、単に彼の個人的な信仰や感情に起因するものではなく、それはまさに「公儀」の代官の職務として遂行されたものであった。そしてそれは、その頂点に徳川将軍家の権威を置きながら、領内の神仏を配置しようとするものであり、そのような神仏秩序のあり方こそが、「幕藩制的神仏秩序」であったと言えるのではないか。

この指摘のように、幕藩体制の確立という政治的動向に宗教界も呼応の動きを見せており、そうした同時代の思想的状況に基づいて、重成は幕府の忠実な吏僚としてその職務を全うしたと言えるだろう。

重成の教化政策には正三が強い影響力を及ぼしたとされるが、正三のみが関与したわけではない。正三と深い関わりを持つ曹洞宗僧侶の中華珪法と一庭融頓の二人が正三の後を継いで寺院の復興政策を担当している。

中華珪法は石見国出身の僧侶で、天草来島以前は難波に隠退していた。法弟にあたる正三を通じて重成の再三にわたる懇請に応じる形で一六四七（正保四）年に来島し、寺院の復興政策に従事することとなった。[45] 天草では明徳寺を拠点に活動し、東向寺・正覚寺などの開山や天草東部の教化に関わっている。彼は正三の天草撤退後、重成の民政を補佐したと考えられる。[46] 特筆すべきは、一六四七（正保四）年、富岡にあるキリシタン供養碑の碑文を撰したことや、翌年五月に島原へ渡って原城首塚碑の銘文を撰したことであろう。彼のこの行動は一揆によって荒んだ民心を安定させる目的があった。また、重成死没時には江戸に滞在しており、彼の遺髪を持参して東向寺領に埋めたという。これは鈴木塚と称され、後の鈴木神社建立の機縁となった。[47]

一庭融頓は肥前国佐賀出身の僧侶であり、天草来島以前はキリシタンの拠点だった長崎晧台寺で民衆教化にあたっていた。珪法と同様に一六四五（正保二）年、（真相は定かではないが）正三と入れかわる形で来島し、郡中を巡錫したのち、国照寺に入った。天草西部の教化を担当し、志岐円通寺・富岡瑞林寺などの開山となり、一六五三（承応三）年まで天草に滞在していた。[48]

倉地克直氏は重成を評して「代官としての治績の多くは、正三の思想に依拠して行われたものである」[49]、「兄正三のよき帰依者・崇敬者であり、いわば正三の思想の政治的実践者とでも呼びうるであろう」[50]と述べている。正三とともに重成の宗教行政を補佐した中華珪法や一庭融頓は、正三よりも天草滞在期間が長く、彼らの領民への影響力も考慮すべきである。

第三節　町山口村諏訪宮の農具市

一六四三（寛永二〇）年、重成は本戸組町山口村の諏訪宮（現・本渡諏訪神社）動座の際に農具市（「本渡の市」）の開催を始めたという伝承が残されている。この市は当社の例大祭の日に七日間ほど開かれ、現在も雑貨市に形を変えて存続している。その歴史については先行研究等にも記載がきわめて少ないが、[51] 重成の天草復興政策の一環として注目すべきである。

この農具市に関しては、重成代官時代の一次史料は未発見であり、近世全体でも農具市について言及しているものは少ない。筆者が確認し得たのは、一八二三（文政六）年成立の『天草島鏡』[52] と『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』の二点である。後者は本戸組の大庄屋木山家に現存する「触写帳」となっている。以下に掲げる【史料三】は、それからの引用である。[53]

【史料三】『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』

木山為彦殿

（中略）

旅人取締方之義者兼而厳被仰渡茂有之村々行届候様何れも相心得罷在候義ニ御座候処追追町山口村農具市ニ立入可申心組之旅人共中ニ者悪党之もの入込可申哉茂難計事ニ付此節ゟ改而一ト際厳重取締行届候様有之度村々とも無手抜御取締可被成候　同村之義ハ数年有来候義ニハ有之候得とも御時節柄を相弁へ旅人一切不立入市場諸賑合都而取止候様村方熟談之上近国商人其外江も引合遣候段申出候得とも数年有来候事ニ而旅人入込も難計義ニ付近国最

寄海岸附村々ハ勿論之義其外村々共左様御心得取締方可被成候

一町村ニ寄町山口村神事之場所江太物其外商内ニ罷越度もの有之候ハ、其所之役方今手札相渡御遣可被成候　無左候而者他国商人ニ見紛敷取締ニも相響キ候義ニ付自然送り出等ニ相成其もの難渋仕候而ハ不宜事ニ存候

一無申迄候得とも村々預り流人共之内自然右神事江抜出候も難計もし右等之義有之候而ハ別而不宜候間急度御取締可被成候

右者旅人取締方右等之時節手弛等閑相成候而者以来之取締ニも相響キ候ニ付此際尚改而御取締可被成候　為其早々如此ニ御座候以上

七月廿三日　　会所詰

庄屋

大庄屋

本戸組

砥岐組

大庄屋

庄　屋　衆中

本史料は一八六三（文久三）年、代官役所詰の庄屋・大庄屋が本戸組大庄屋木山為彦に宛てた書状である。旅人の往来に関するもので、市に来る旅人の中に悪党が紛れている可能性があることなどを理由に、厳重な取り締まりを求めている。注目すべきは、この催事が町山口村の「神事」と見做されていることである。なお、『天領天草大庄屋木

山家文書 御用触写帳』には他に一八二四（文政七）年にも「農具市」「本渡市」の記載が残されており、これが管見の限り農具市について明記した最古の史料となる。[54] また、重辰代官期の史料で島外商人をも交えた農具取引に関する記述が存在するが、これが本渡の市で行われたかは不明である。[55]

また、市が開かれた本渡諏訪神社には、一九四〇年代前半に当神社が編纂した『縣社昇格願書』という未刊行の文献が保管され、その内の「祭神並由緒」に以下のような記述がある。

重成ハ又此ノ大祭ニ始メテ農具市ヲ開設セシメ廣ク郡内農民ノ利便ヲ計レリ是洵ニ九州三大市ノ一ト唄ハレタル本渡ノ市ノ權輿ナリトス

（中略）

是ノ時ニ當リ神威モ復全郡ニ光被シ大祭ニ伴フ本渡ノ市ハ愈々隆盛ヲ極メ前後七日ニ亘リテ賽者全郡ヨリ來拜シ商賣ハ遠ク肥筑諸州ヨリ來嚮キテ敢エテ衰エザル事凡二百年本郡ノ文化促進ノ上ニ甚大ナル功蹟ヲ遺セリ此ノ間代官所ヨリハ毎年所役ヲ發遣シテ當社參拜ヲ兼ネテ市場ノ監督ヲナサシム世俗是ヲ御出役ト稱セリ

これによれば、農具市の目的は郡内の農民の利便を図ることであり、遠方からの来客があったこと、代官所の役人が参拝も兼ねて市の監督にあたっていたことがわかる。

近代に記されたものだが、この伝承が事実ならば重成は天草の復興と民生の安定を目的として（仏教ばかり注目されるが）神道の力にも存分に頼ったことになる。[56] また、農具市が農民の便宜を図ることを目的としており、「神事」の一環でもあったことから、重成は宗教的権威を背景に、百姓の生活基盤を安定させ、彼らの労働に対する意欲向上

（＝勧農）を図るためにこの策を講じたとも考えられる。これは、自立した小農民を農政の基本に置こうとする当時の幕府農政の基調[57]と連動したものだともいえよう。

第二章　鈴木重辰による天草統治

第一節　亡所開発仕置の達成

鈴木重成は一六五三（承応二）年に亡くなった。彼は在職中だったため、その後継者として彼の養子であり実の甥にあたる鈴木伊兵衛重辰が翌年三月、二代代官として抜擢された。彼は「ひとへに重成の賢徹をしたひ、正三老人の慈訓にもとづけり」[58]と評されているように、義父の重成を慕い、実父の正三の思想を引き継いだ人物だとされている。

重成は一揆で荒廃した天草を復興させた人物として名高いが、彼の実施した政策が彼の代に貫徹し得たかは疑わしい。いわゆる「石高半減」など、彼の存命中に達成されなかった事績もある。重辰はそうした重成によって残された未達成の課題を継承し、近世天草の基礎を確立した人物である。故に重辰の統治は概ね重成の路線を踏襲したものだった。その治績は多岐に亘るが、『有明町史』では「石高半減の高撫検地、定浦制度の確立、殖産興業、遠見見張所の増設、神仏信仰の徹底、大庄屋・庄屋等村役人の人物考課」[59]を具体例として挙げている。その中でも特に名高いのは、石高半減の高撫検地、つまり石高設定の見直しであろう。

重辰は一六五九（万治二）年、検地を実施し、石高設定の見直しを行い、天草の石高を二万一〇〇〇石とした。しかし、これによって実際に石高や百姓の負担が半減されたわけではない。そもそも、前述の通り万治検地前の天草の

石高は三万七四〇六石二斗四升（うち田畠三万三二七六石七斗八升七合）[60]である。桑や茶の物成など、この数値から除外される項目もあるが、万治検地の天草の田畠の石高はそれ以前の石高の約六割程度である。

また、石高の見直しは村ごとに行われ、各々の村で村高の再設定がなされたが、一律に村高が減少したわけではなく、その変化率は村によって差があったようだ。[61]万治検地は天草郡内の百姓の負担軽減というより各村の年貢負担の不均衡を是正する「高撫検地」の役割が大きかった。年貢賦課率も、万治検地以前においては極端に低い年貢賦課率が設定されていたが、以後は増加傾向にあり、[62]他の幕領と同水準に戻された。当然ながら百姓が納める年貢高も増加した。以上がいわゆる「石高半減」の実態である。これによって、天草は財政的な復興を成し遂げ、当地を税制面で優遇する必要性がなくなった。

その他の政策についても紹介する。第一章で述べたように、在地支配方式が完全に再編されたのは、重辰の時代である。万治検地の段階で天草は一町十組八六か村なので、検地の完了をもって村の再編事業が達成されたと考えられる。定浦制度も同様に重辰の代に完成され、新しく定浦が追加、運上の改訂（塩浜や塩竈に対する課税を米納から銀納に変更するなど）が実施された。[63]また、烽火場兼遠見番所が増設され、[64]海防が一層強化された。さらに、医書や薬学書の配布、薬鍋の提供などの福祉政策を実施するだけでなく、桑・茶・楮を各村に植え付け、植物の種子や苗木の配布も実施した。これについては産業を育成する意図があったと推測できる。

重辰に対する評価はどのようなものだったのか。国照寺文書「萬松山功徳林空劫記録」に「惣テ諸事人徳精世近世之可謂聖賢又当郡再中興ノ御代官、万民尊崇也」[65]とあるように、近世中期にはすでに重成同様、仁政を敷いた名代官としての評価があった。

第二節　二つの「鈴木伊兵衛条令」

本節では、重辰の時代に残された二つの「鈴木伊兵衛条令」と称される文書を検討する。研究者によって呼称も異なり、文書の性質も異なる両文書は、彼の治世を知る上で非常に重要な手掛かりとなる。

代官に任命された翌年の一六五五（明暦元）年から重辰の統治が始まる。彼は統治開始直後の同年六月二二日に、郡中の大庄屋を集め元締より施政方針を読み聞かせているが、それが一つ目の「鈴木伊兵衛条令」である。この条令は高浜村庄屋上田家によって触留帳に書き留められ、それが現在まで伝えられている。「鈴木伊兵衛被仰出御箇状」とも「村取極御触」という名称でも知られ、地方文書「上田家文書」の一部をなす。この文書は前部分が欠けており、全体像を把握することは難しいが、後半の二二箇条が現存する。二二箇条全てに言及することは紙面の都合上難しいため、一部を【史料四】に紹介する。(66)

【史料四】鈴木伊兵衛条令①　高浜村上田家「村取極御触」

（前欠）

(2)一（略）農具飯米持不申候者之儀者此方江断可申候、村のためにならさるものハ留置申間敷候、其外不審成者に宿借シ申間鋪事

(7)一耕作に精を入無油断可仕候、作り様悪鋪候者其立毛より高免に可申付候、百姓精を入満作に作立候者其立毛より下直ニ可申付事

(8)一山役にて採候薪并壱本持材木之外無断して竹木一切剪採申間鋪事

(15)一はくち、ほうひき、諸勝負堅仕間鋪事

(2)や(8)については、【史料一】にも同内容の項目が存在する。幕府が策定した方針を現地天草でも忠実に履行している様子が窺える。

【史料四】で筆者が特に注目するのが(7)である。低い年貢賦課率を条件に百姓を耕作に専念させようとしているが、ここではそれによって、より多くの収穫を得ることが期待されている。百姓が勤勉に働き、それにより多くの収穫を得ることは、彼らの農業経営に立脚している領主権力にとっても都合の良い、互恵的なものだった。

また、重辰は(15)のように賭け事を禁止している。これについては後述するが、重辰はその権力を利用して領民の生活の細部まで規定し、干渉していたようだ。風紀を正すことによって秩序の安定化を図ったと考えられる。

「鈴木伊兵衛条令」と称される文書はもう一つ存在する。それは、東北大学附属図書館狩野文庫の「天草御条目」とも称される文書である。これは一六五九（万治二）年に作成されたもので、箇条書きで書かれてはいるが、触写帳や触留帳ではなく、重辰の善政を記録した文書である。故に、法令をまとめたものではないため、「条令」と表現するのは本来的には不適切であろう。記述内容については多岐に亘っている。全六六箇条にも及ぶため、一部を【史料五】に紹介する。[67]

【史料五】鈴木伊兵衛条令②　東北大学附属図書館狩野文庫「天草御条目」

(4)一伊兵衛庄屋共ニ被申聞候ハ、我等何之合点モ無之ヘトモ、三郎九郎由身ヲ以天草御代官ニ被仰付候、他所ニテ候ハヽ乍恐御訴訟可申上候ヘトモ、天草ノ儀ハ三郎九郎トナジミ深キ百姓トモニ候ヘハ、能様ニ取持クレ

候ワント早速御請申上参候間、其心得候テ皆々可然様ニ取持クレ候ヘト庄屋共頼被申候由

(5) 一三郎九郎トナジミ深キ百姓之義ニ候間我等トモ誠百姓トモヲ大切ニ存可致念頃候、乍去少茂不届候ハヽ、強クイマシメ可申候間、左様ノ節右申聞候ト致相違候ト存間敷候、大切ニ存候百姓共ニ候間悪事大キニ成不申内強ク戒可申候、致其心得能々敬ミ候様ニ小百姓共ニ申聞候様ニ庄屋トモニ被申付候由

(8) 一手代并庄屋トモニ不届候哉、伊兵衛身之上ニモ非道ノ義候哉、其外何事ニテ茂心ニ掛リ候ハヽ、無遠慮申達候ヘトテ、毎年牢人ナトヲ頼島中ヲ廻シ小百姓共ニ尋被申候由

(11) 一天草医者無之付、風ヲ引候テモ百姓トモ薬給候事不罷成候、久々相煩耕作妨ニモ罷成、尤不便成義ニ付、他所ヨリ折々島エ参候医者ノ内致吟味四五人留置被申候由

(23) 一大部ノ医書島中寺々ヘアツケ置、虫ホシヲ頼、島ノ財ニ致シ末々迄医者見申候様ニ被仕候由

(26) 一鑓木等を末々首しめに不罷成義百姓致合点、自今以後ハ彼是仕立可申と申ニ付、此上ハ伊兵衛心をふかく添弥油断為仕間敷、かい子の飼様桑木仕立様青麻仕様から虫の仕様書付村々へ遣被申候、茶之実を音信被致候

(27) 一田畑へ百姓之家居遠く有之候処をは田畑近所へ百姓を移被申候由

(28) 一日損田有之村ニハ新池を為堀被申候由

(29) 一高浪打込申候村ニハ石垣なとを為致被申候由

(30) 一塩釜仕立可然村ニハ御銀を借仕立させ被申候由

(31) 一柴山ニハ松の実をまかせ被申候

(32) 一竹藪ニハ垣ヲ結鹿入不申様ニかこひ被申候由

(35) 一猟仕可然村ヘハ御銀をかし網を為仕立被申候由

(36)一田畑の障りに少も罷成事候ハ、可申出旨庄屋共ニ申聞候ヘハ田畑の近所の浅山ニ猪鹿罷在作毛をあらし迷惑仕候由申ニ付、手代共遣し所々改遂吟味、すなわち苅払わせ其跡ニ麦、そばなと蒔せ被申殊の外百姓たりに成悦申候由

(51)一他国の商人も農具の類を致持参候ハ、、其段紛無之と島の者ニ為致書物候やと相定候付、他国の商人も天草相応の持参仕候へ者札をかり自由ニ商仕候由

(53)一（略）依之冨岡町殊の外繁昌仕候よし

(54)一冨岡繁昌仕候而人沢山ニ罷成候付、天草之内冨岡の城本へ一日二日遠路の百姓共ハ冨岡町の日用頭を頼置、御城破損の普請の人足ニ不参日用ニ而埒明耕作自由ニ仕悦申候よし

(55)一伊兵衛庄屋共ニ被申聞候ハ、君万民の悪心無之様ニ御仕置被成候付天下の者安居申事候、君の道無之候ハ、天下の者共我人欲心恣にして朝暮ニ欲心の争イ計にて、天下乱片時も静成事無之して万民一日も安居罷成間敷候、か様の分能々考候へ、万民安居仕候事ハ君の御願而茂若天下の御仕置被成候ニ財無之候而者不罷成事候間、此段致合点百姓としてハ耕作を精ニ入御年貢少モ多く納り御仕置御自由ニ被成候様ニと可奉存事ニ候、右之通ニ代官相心得候上者年貢少も容赦ハ有間敷候間、兼而油断仕間敷由被聞候ニ付庄屋共尤ニ存耕作精入申候由

(56)一走り参候百姓早ク有付候様ニ伊兵衛心入を被仕候由

(57)一発明成出家ニ儒書を為見仏書を為捨被申候も二、三人御座候由

(58)一跡々ニ引合御年貢多ク納メ申候由

(59)一町々在々ともにうるおひ家居も能成候由

(61)一島中之人数男女共ニ六年以前引合、五千六百多く罷成候由
(62)一耕作ニ精を入冬田を返シ申候由
(63)一路銀なども御座候と相見へ近年ハ参宮を仕、又仏事も分限相応ニ仕候由
(66)一諸職人も今程者富岡ニ御座候者大形の儀ニ者事欠不申候、（略）

内容を確認する。まず、第一章第三節で述べた農具取引は(51)に記されている。(4)には重辰は重成との血縁関係を理由に代官職を引き受けたことを庄屋に説明し、彼らに協力を要請している。天草における庄屋の重要性が垣間見え、島内の政治体制の一端を知ることができる条文となっている。それに続く形で(5)では庄屋に統治理念を語っている。為政者である代官重辰が百姓を「大切」にすると明言しており、彼の百姓に対する態度が表れている。また、(8)では百姓の異議申し立てを認めており、その統治姿勢は民本主義的とさえいえよう。彼の政治観は(55)にも記されている。これによれば、「君の道」がないと天下は戦争状態になるとして、「万民の悪心無之様ニ」政治を行う「君」（＝幕藩領主）の統治と、その支配のために必要な年貢の納入を正当化し、百姓に耕作を専念させるよう庄屋に要求した。彼の要求は実を結んだようで、(54)や(62)には実際に百姓が耕作に専念している様子が、(58)には年貢の納入量が増加したことが記されている。

前述のように、重成や重辰は医療政策に着手していたが、それと同内容のことが書き残されている（(11)、(23)など）[68]。興味深いのは、重辰が医者を天草に留めさせた理由である。百姓の風邪が長引くとそれが彼らの耕作の妨げになり、「不便」となるから、というのがその理由にあたり、百姓を耕作に従事させたいという重辰の姿勢が看取できる。同様の理由で重辰は様々な方法で百姓の生活基盤を整備していった。(27)、(28)、(29)、(32)、(36)、(56)などはそれに関連した政

策である。もっとも、近世中後期以降、天草諸島は耕地に比して人口が過剰になり、田畑からの収穫だけではその人口を維持することは困難になった。[69] その兆候は重辰の時代にも見られ始めたようで、彼の時代にもそうした社会の変化に対応した策が練られた。彼が穀物の生産以外に(26)や(31)のような商品作物の栽培事業に着手したのも、その例である。農業以外でも(30)や(35)のように塩業や漁業の分野に出資しており、重辰が殖産興業政策に積極的だったことがわかる。

鈴木三公による努力がこの頃には結実したようで、(53)、(54)、(59)、(61)、(63)には島内の町や村の生活が豊かになり、人口が増加したことが記述されている。やはり、重辰の時代に天草の完全な復興が達成されたようだ。

天草の人口の増加とそれに伴う耕地面積の不足は、やがて多様な産業を創出することとなり、[70] 近世中後期の天草では田畑の耕作以外の手段で収入を得る人々が広範に出現するようになった。[71] 重辰の時代においてもすでにその傾向は確認されており、(66)には富岡に多くの職人が集まっている様子が記されている。

第三節　重辰の教化政策

鈴木正三にせよ中華珪法や一庭融頓にせよ、彼らはいずれも曹洞宗の僧であった。重成は神社の復興も行っているが、教化政策は仏教が中心だった。しかし、その後継者の重辰は仏教僧の代わりに、儒学者で神道にも通じていた森碩哉という人物を登用した。彼に関する史料は限定的で判然としない部分も多いが、重辰と師弟関係にある人物で、京で塾を開いていた。その後、重辰が代官となった際に、彼に随行する形で天草富岡に移り、代官所にて「神典儒学の講義」を行った後、一六六二（寛文二）年に栖本諏訪宮社（現・栖本諏訪神社）の神主を命じられたという。[72] また、松田唯雄の『天草近代年譜』には、森碩哉に関して以下のような記載があった。[73]

明暦三　丁酉　二三一七

是歳　代官鈴木重辰、侍講森碩哉の議を容れ、在町とも神棚並に佛壇の位置を一定し、家に入りてにわより眼透しの個所、例へば通りの間に神棚、少し奥まれる次の間に佛壇を、いづれもにわに面して置かしむること、し、近人その家に入らば先づ神棚佛壇に向ひ禮拜、然る後家人への挨拶に移る可きを達し、之れを各人に勵行せしむ。

一六五七（明暦三）年に重辰が彼の侍講である森の建議を受け入れ、天草郡中に達しを出している。神棚並びに仏壇の位置を一定にし、家に入って庭（この場合「土間」の意か）から見える場所（例えば通路）に神棚を、少し奥に仏壇を庭に面した形で置き、近所の者が家に入る際には、まず神棚と仏壇を拝んだ後にその家の者に挨拶するようにさせたとする。仏壇と並んで、各家庭における神棚の設置場所が指示され、来客は家人への挨拶よりも先にそれらへの礼拝が義務付けられ、神への崇敬を仏へのそれと同等（あるいはそれ以上）に位置付けたといえよう。重辰と儒教については、前述の【史料五】の(57)にも記述がある。「聡明な僧侶に儒学書を読ませて仏書を捨てさせた者も二、三人あった」とあり、森がこの政策に関与したかは不明だが、重辰の儒教を重視する姿勢が看取できる。

とはいえ、重辰は仏教を軽視していたわけではない。重成が進めた寺社の復興政策は彼の代にも続いており、一六五九（万治二）年には東明寺が国照寺の末寺として創建された。[74] また、重辰と正覚寺との密接な結びつきも史料上から確認できる。[75]

重成の時代においては教化政策のベースは仏教で、神道がそれに付随するという状況だった。しかし、重辰の時代になると、（少なくとも史料上にはこれまで登場してこなかった）儒教が重視されるようになり、仏と並んで神への

崇敬を義務づける策も打ち出された。これらからすれば、重辰時代の教化政策は先代のそれよりも仏教的色彩が薄く、仏教が果たした役割も相対的に低下したとみられる。この背景に、前述した森碩哉の存在があることは想像に難くない。ともあれ、彼の時代の天草は神・儒・仏の三教が入り混じっていた。ただし、この三教は相互に対立するものではなく、併存・融合し、支え合う関係にあった。これは近世前期の日本においては一般的な傾向であり、[76] 重辰の教化政策はそれを色濃く反映した、同時代性の強いものだったと考えられる。

おわりに

これまで述べてきた鈴木三公時代の天草復興政策について、得られた知見をもとに検討結果をまとめたい。

通説の再検討という点に関しては、以下の結論を得た。重成が天草の復興に果たした役割は大きく、従来からの名代官という評価自体が否定されることはない。しかし、彼が代官に着任する以前に復興政策の路線は概ね決定していたようで、山崎氏の時代から寺社の復興なども進められていた。彼の裁量のみに基づいて天草の復興事業が遂行されたわけではなく、幕府の一吏僚として、与えられた使命を果たしたと捉えることができる。また、重成が打ち出した政策の多くが彼の存命中に達成されなかった可能性がある。在地支配方式の再編などが重成の代で達成されず、次の重辰の代までその貫徹を待たねばならなかったのならば、彼の評価も修正すべきである。天草の復興が重成唯一人によってではなく、重成と重辰の両名によって達成されたことは、従来の理解とさほどの相違はないとはいえ、重辰の貢献度が相対的に大きくなる。なお、重成の治績のうち、筆者が新たに着目した山口村諏訪宮の農具市からは、重成が宗教的権威を背景に、百姓を耕作に専念させようとする様子が確認され、農政と宗教の強い結び付きをうかがうこ

とができる。

重辰については、重成ほど注目されていなかったものの、通説では万治検地を実施し、「石高半減」を成し遂げたことで知られていた。だが、その検地の実態は、天草郡内各村の年貢負担の不均衡の是正を目的としたものだった。また、重成が存命中に達成できなかった事業を遂行したとされる点からも、彼の功績はより高く評価されるべきである。さらに、彼は教化政策においては、重成と異なる動きを見せた。儒学者で神道にも通じていた森碩哉を登用したように、重成ほど仏教を重視せず、儒教や神道に重きを置いたのである。経済政策でも、重辰は商品作物の栽培や塩業・漁業への投資など、殖産興業政策を積極的に展開した。重成の時代には、この種の政策は確認されていない。殖産興業政策は、近世中後期の天草で起こった産業の多角化と深く関わる問題で、重辰のこの政策はその先駆と見做すことができる。

「はじめに」で述べたように、近世前期は小農自立が進んだ時代である。自立した小百姓は労働に自主性が求められるようになる。また、新田開発が進んだ時代でもあり、多くの農民が土地の開墾を進めていった。そうした経済的な変化に呼応する形で宗教や政治の分野でも変化が起こったとされる。

鈴木正三は「職分仏行説」を唱え、各々の家職に専念することが仏道修行と同等の意味を持つと主張した。彼の「職分仏行説」はそうした小百姓の労働を支えたものかもしれない。正三は天草に来島し、数多くの寺社復興に携わり、後に祭神として祀られた。だが、現地の百姓にその教説を唱えた形跡は確認し得ない。天草での活動で彼の思想がどのように受容され、それがどのように作用したかは謎のままである。

一方、鈴木重辰は百姓の生活基盤の整備を行い、勧農政策を推し進めた。小農自立が進む中で百姓が自主的な耕作ができるように、彼らの生活を細部まで規定し、彼らの規律化を促したことも二つの「鈴木伊兵衛条令」の分析によ

り判明した。この二種の文書によって提示された重辰の政策は、「きめ細やかな農民支配」を指向した当時の幕府による農民統制の動向[77]と連動すると考えられる。当時の幕府は、寛永の飢饉や島原・天草一揆を経て、農政の危機に直面していた。幕府にとって小百姓経営の安定と農業生産の増進は重要な課題であり、その解決のために領主は新田開発を推し進めるだけでなく、生産性を増進するための政策を展開した。農業法が多く制定されるのもこの頃であり、支配者側においても、被支配者側においても、生産性の拡大に対する関心が高かった[78]。この「鈴木伊兵衛条令」に記された重辰の政策（殖産興業政策を含む）も、そうした同時代の社会状況を反映したもので、近世前期の幕府権力による農民統制の典型例でもあった。

重成による農具市実施なども含め、天草では鈴木代官が主導となって農業の生産性の拡大が目指されたわけだが、元来天草は開発可能な耕地が少なく、他の地域よりも厳しい条件下に置かれていた。そのため、前述の通り重成・重辰らが勧農政策を展開し、百姓が自主的に田畑を耕作し、主要穀物の生産に専念できるよう促したものの、それだけでは限界があったようだ。その結果、近世中後期以降の天草では、それらの栽培に依存しない経済が形成され、産業の多角化が進展することとなった。この傾向は重辰の時代に既に萌芽が見られ、意図は明らかでないが、彼の殖産興業政策はそれを後押しするものだと考えられる。筆者は、天草の産業多角化という地域的特色を、農業の生産性拡大と並ぶ耕地不足を打開する動きの一形態だと捉えている。

以上が鈴木三公の天草復興政策を題材に、近世前期の政治・経済・宗教の連関の考察を試みた本稿の結論である。鈴木三公らによる一連の天草復興政策は、荒廃した天草を再び百姓経営が成り立つ村落にするために行われ、その目標を実現するために、彼らは多様な政策を展開した。そうした政策は同時代の政治史・経済史・宗教史の潮流に合致し、連動したものであり、それらは独立した動きではなく相互に影響し合うものだったといえる。なお、「職分仏

行説」の同時代性や当時の農業法・農民教諭書・農書、鈴木三公の神格化をはじめとする、その後の天草の展開などについても言及すべきだったが、紙幅の都合上、それは叶わなかった。これらの事柄に関しては、今後の課題としたい。筆者の研究は速水融氏が提唱した「勤勉革命」論に原点がある。それとの関連性などについても、探究を深めていきたい。

［註］

（1）重成にとって正三は実兄にあたり、重辰は正三の実子であり、かつ重成の養子である。
（2）村上直「肥後国天草における天領の成立過程―代官鈴木重成・重辰を中心に―」『駒沢女子短期大学研究紀要』三、駒沢女子短期大学、一九六九年。同「天草における幕領の成立と代官支配―鈴木重成・重辰を中心に―」森克己博士古稀記念会編『対外関係と政治文化』（『史学論集』三）吉川弘文館、一九七四年。
（3）中村元『近世日本の批判的精神』（『中村元選集』第七巻）春秋社、一九六五年。
（4）倉地克直『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九六年。
（5）三浦雅彦『鈴木正三研究序説』（比較社会文化叢書二九）花書院、二〇一三年。
（6）田口孝雄ほか編『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』鈴木神社社務所、二〇〇三年、一一九頁。
（7）鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雑録追録』（第一巻）鹿児島県、一九七一年、四三頁。
（8）『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一一六―一一七頁。
（9）大江八幡宮社家木下文書「天草郡年事録」（有明町史編纂室編『有明町史』有明町、二〇〇〇年、四一六頁）。
（10）『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一一七頁。
（11）鶴田倉造（上天草市史編纂委員会編）『天草島原の乱とその前後』（『上天草市史大矢野町編』三 近世）熊本県上天草市、二〇〇五年、二二一頁。

(12)『天草島原の乱とその前後』、二二八頁。『有明町史』、四一五頁。
(13)『有明町史』、四二二頁。五和町史編纂委員会『五和町史』五和町、二〇〇二年、五二六頁。
(14)『有明町史』、四一六頁。
(15)『天草島原一揆後を治めた代官鈴木重成』、一二二—一二三頁。
(16)『有明町史』、四二五頁。青木祐一「いわゆる「石高半減」とはどういうことなのか」鈴木重成公没後三五〇年記念事業実行委員会編『鈴木重成とその周辺 天草を救った代官—鈴木重成公没後三五〇年記念事業特別展』鈴木重成公没後三五〇年記念事業実行委員会、二〇〇三年、一三一—一三二頁。
(17)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一二五頁。
(18)『天草島原の乱とその前後』、二三五頁。
(19)『五和町史』、五三八頁。
(20)『天草島原の乱とその前後』、二三七—二四〇頁。『有明町史』、四二四頁。栖本町誌編纂委員会『栖本町誌』栖本町、二〇〇六年、三〇八頁。
(21)栖本町誌編纂委員会『栖本町誌』栖本町、二〇〇六年、三〇七頁。
(22)鬼頭宏「〔調査〕明治以前日本の地域人口」『上智經濟論集』四一（一・二）、上智大学経済学会、一九九六年、七五—七七頁。
(23)志村洋「一八世紀半ばの幕領大庄屋—天草大庄屋の実態的検討—」渡辺尚志編『近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続—』岩田書院、一九九〇年、五九—六〇、八一頁。
(24)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一七三—一八七頁。『五和町史』、五四一頁。
(25)『天草島原の乱とその前後』、二二九頁。
(26)松田唯雄『天草近代年譜』国書刊行会、一九七三年、八四頁。『有明町史』、四四六頁。
(27)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、二二八頁。
(28)天草郡教育会編『天草郡史料』第壹輯、天草郡教育会、一九一三年、八五頁。
(29)『有明町史』、四四七—四四八頁。

(30)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、二六七頁。
(31)同、二六九頁。
(32)同、二六九頁。
(33)『有明町史』、四二〇頁。
(34)『鈴木正三研究序説』、一五七頁。
(35)『有明町史』、四三三頁。苓北町史編さん委員会編『苓北町史』苓北町、一九八四年、三三六頁。
(36)『鈴木正三研究序説』、一五九頁。ただし、本稿の表記に則り、西暦と和暦の順序を入れ替え、縦書きから横書きへと改めた。氏は円性寺蔵『円性寺由緒並寺格覚』、曹洞宗宗務庁作成の『寺籍財産明細帳』、遍照院蔵『本末御証文写並御建立由緒書』、国照寺蔵『萬松山劫記簿』を一次史料として利用している。また、寿覚院については創建を一六三八(寛永一五)年あるいは一六四二(同一九)年、開山を応誉、開基を鈴木重成あるいは正三とする説もある(『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一四〇頁。『鈴木重成とその周辺 天草を救った代官―鈴木重成公没後三五〇年記念事業特別展』、七五頁。)。筆者が確認のため、二〇二一(令和三)年八月一八日に寿覚院にインタビュー調査を行ったところ、創建は一六四二(寛永一九)年、開山は光誉、開基は山崎家治との返答があった。山崎氏の所領となった成羽や丸亀には山崎家の菩提寺である同名の寺院があるため、家治の治世に家治によって創建されたものだと思われる。また、三浦氏は「将軍等の位牌」を「不明」としているが、現在でも初代家康から八代吉宗までの位牌を安置しているという。
(37)『鈴木重成とその周辺 天草を救った代官―鈴木重成公没後三五〇年記念事業特別展』、七五、七六、八〇頁。
(38)『天草島原の乱とその前後』、二二一頁。
(39)奥本武裕「天草における排耶と幕領支配―鈴木正三を中心にして―」『仏教史研究』二一、龍谷大学、一九八五年、一九頁。『苓北町史』、三三五頁。
(40)『鈴木正三研究序説』、一五五―一五八頁。
(41)鈴木鉄心編『鈴木正三道人全集』(第五版)山喜房仏書林、一九七五年、六八―六九頁。
(42)三浦雅彦「『万民徳用』と鈴木正三―鈴木鉄心編『鈴木正三道人全集』の再検討をめぐって―」『仏教文学』三三、仏教文学会、

二〇〇九年、一〇二―一〇三頁。

(43)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、一五五頁。

(44)「天草における排耶と幕領支配―鈴木正三を中心にして―」、二三頁。

(45)『有明町史』、四三四頁。

(46)「肥後国天草における天領の成立過程―代官鈴木重成・重辰を中心に―」、三三頁。

(47)「天草における幕領の成立と代官支配―鈴木重成・重辰を中心に―」、二四頁。

(48)『有明町史』、四三三―四三四頁。

(49)『近世の民衆と支配思想』、九五頁。

(50)同、一一七頁。

(51)『鈴木重成とその周辺　天草を救った代官－鈴木重成公没後、三五〇年記念事業特別展』、七六－七七頁。本渡市誌編さん委員会編『本渡市五十年誌』本渡市、二〇〇五年、九七四－九七五頁。

(52)『天草近代年譜』、三六四頁。

(53)本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』六、本渡市教育委員会、二〇〇一年、四二七頁。

(54)同『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』三、本渡市教育委員会、一九九八年、二一八―二一九、二二一頁。

(55)青木祐一「史料紹介 二つの「伊兵衛条令」にみる代官鈴木重辰―高浜上田家文書「村取極御触」と東京大学史料編纂所「鈴木伊兵衛条令」―」『鈴木重成とその周辺 天草を救った代官―鈴木重成公没後三五〇年記念事業特別展』、一二二頁。この史料（「鈴木伊兵衛条令」）については第二章第二節で詳述する。

(56)重成は一六四三（寛永二〇）年に町山口村諏訪宮を再建している。註三七参照。

(57)佐々木潤之介『大名と百姓』（日本の歴史一五）中央公論社、一九六六年、二三三―二三四頁。深谷克己、松本四郎編『幕藩制社会の構造』（講座日本近世史 三）有斐閣、一九八〇年、六〇頁。山本博文（日本歴史学会編）『寛永時代』（日本歴史叢書 三九）吉川弘文館、一九八九年、一九七―二〇二頁。

(58)『鈴木正三道人全集』、四六頁。

(59)『有明町史』、四五四頁。
(60)同、四六〇頁。
(61)「いわゆる「石高半減」とはどういうことなのか」、一二九―一三二頁。
(62)『五和町史』、五四四頁。「いわゆる「石高半減」とはどういうことなのか」、一三二頁。
(63)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、三〇三頁。『栖本町誌』、二三三頁。
(64)『有明町史』、四六五頁。
(65)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、二七四頁。
(66)「史料紹介二つの「伊兵衛条令」にみる代官鈴木重辰―高浜上田家文書「村取極御触」と東京大学史料編纂所「鈴木伊兵衛条令」―」『鈴木重成とその周辺 天草を救った代官―鈴木重成公没後三五〇年記念事業特別展』、一一七―一一八頁。カッコ内の数字は各箇条に筆者が付与した番号である。
(67)同、一一九―一二三頁。カッコ内の数字は註六六と同様である。
(68)省略したが、医療政策については(12)、(13)、(20)、(21)、(22)などでも言及されている。
(69)志村洋、渡辺尚志「序章」『近世地域社会論―幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続―』、四五頁。
(70)荒武賢一朗「天草諸島の人口増大と産業の育成」同編『近世日本の貧困と医療』(東北アジアの社会と環境)古今書院、二〇一九年、四五頁。
(71)平野哲也「寛政八年百姓相続方仕法と村社会―質地請戻をめぐる幕府法と在地慣行―」『近世地域社会論―幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続―』、二五六―二五七頁。
(72)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、三一二頁。
(73)『天草近代年譜』、六〇―六一頁。
(74)『天草代官鈴木重成鈴木重辰関係史料集』、三〇三頁。
(75)同、三一一―三一二頁。
(76)西村玲『近世仏教論』法藏館、二〇一八年、七―八頁。

（77）深谷克己、松本四郎編『幕藩制社会の構造』（講座日本近世史三）有斐閣、一九八〇年、二五三頁。
（78）ヘルマン・オームス〔黒住真ほか共訳〕『徳川イデオロギー』ぺりかん社、一九九〇年、一八七、一八九頁。

（大学院修士課程修了）

SUMMARY

Amakusa Reconstruction Policy of Suzuki Sanko

Tomoki Nakamura

The subjects of this study are the three people responsible for rebuilding Amakusa after it was turned into a ruin by Shimabara and Amakusa Ikki（島原・天草一揆）. Suzuki Shigenari（鈴木重成）, Suzuki Shigetoki（鈴木重辰）, and Suzuki Shosan（鈴木正三）, were collectively known as "Suzuki Sanko（鈴木三公）." Shigenari became the first local governor of Amakusa after it was annexed by the shogunate. Shigetoki was his adopted child and eventually succeeded him. Shosan was their relative, in charge of the reconstruction policy of temples and shrines, and as a Soto sect monk, he oversaw Buddhist indoctrination in Amakusa.

They lived in the mid-17th century, an era during which agricultural production increased and small-scale peasants gained independence as a result of the development of new rice fields. Small-scale peasants became the foundation of society in rural areas. However, the famine of Kanei（寛永の飢饉）and the rebellion of Shimabara and Amakusa also occurred at the same time, making it a period of social upheaval. In addition, as the as time passed, the need to improve agricultural productivity increased. The lords of the shogunate and domain system at the time developed governance in response to these changes in social structure, and were forced to treat the ruled people differently. They attempted to confront the crisis by controlling the people to maintain status quo in society. The religious community at that time was also forced to respond in a similar manner. There was a need for an idealism that accepted an identity-based society and supported farming by independent peasants.

In this study, I reexamined the traditional narrative and developed my own interpretation by analyzing Sanko's Amakusa reconstruction policy. This viewpoint has not been previously adopted in the literature. Shigetoki's achievement, I discovered, was greater than is acknowledged in the conventional narrative. Analysis from a national perspective revealed that Sanko's series of policies reflected era trends in the political, economic, and religious fields. It was also found that these were not independent movements, but rather influenced each other and were mutually linked. Good examples are Shigenari's use of religious authority to introduce a farming tool market, and Shigetoki's plan to foster Amakusa's industry by enacting ordinances and controlling peasants. Such conclusions drawn in this study represent perspectives not previously seen in studies of local history.